

# 議会運営委員会日程

平成30年3月15日（木）  
午前10時 502会議室

## 日程第1 追加議案について

- (1) 議案第84号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第85号 川崎市副市長の選任について
- (3) 議案第86号 川崎市教育委員会委員の任命について

## 日程第2 動議について

- (1) 「議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

## 日程第3 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第1号 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 子育て世代への支援拡充を求める意見書
- (3) 意見書案第3号 洪水防止等のための中小河川の河道掘削に関する意見書
- (4) 意見書案第4号 家庭教育支援法の制定を求める意見書
- (5) 意見書案第5号 待機児童の解消を求める意見書
- (6) 意見書案第6号 生活保護基準の引下げに反対する意見書
- (7) 意見書案第7号 消費税の増税中止を求める意見書
- (8) 決議案第1号 ヘイトスピーチの根絶に関する決議

## 日程第4 3月16日（金）の本会議の運営について

【別紙「3月16日（金）の本会議の議事要領」による】

## 日程第5 請願の審査

- (1) 請願第35号 市議会主催の市議会報告会を各区で開催することに関する請願

## 日程第6 今後の議会改革等の検討課題について

- (1) 市民（議会）報告会の検討

## 日程第7 本会議等への議事説明員の出席について

日程第 8 審査請求に係る議会への諮問手続の見直しについて

日程第 9 その他

「議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める  
動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いた  
します。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

「議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める  
動議

「議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算」、「議案第35号 平成30年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第41号 平成30年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第42号 平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第46号 平成30年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第49号 平成30年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第50号 平成30年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

## 1 組替えを求める理由

安倍政権の経済政策―「アベノミクス」が始まって5年が経過し、この5年間で日本の貧困は悪化し続けた。貧困ラインは、1999年の157万円が2014年には133万円に下がり、この結果、貧困ライン以下の世帯は、子どもを持つこと自体が困難になっているというより深刻な事態が起こっている。OECDのデータでは、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダ、イタリア及びフランスの貧困ラインは上がっているが、日本だけが下がっている状況にある。経済的な格差は大きく拡大し、大企業は史上最大の利益を上げ、内部留保は400兆円を超えるほど積み上がっているものの、働く人の実質賃金は年間15万円も減り、実質消費支出は20万円も減っている。

社会保障制度は改悪され、社会保障費の「自然増」削減は6年間で1兆5,900億円に上り、高齢者は年金が下げられる一方で保険料は値上がりしている。その上、生活保護の基準額を最大5%も引下げる計画が出ており、主に都市部の高齢者世帯や家族の人数が多い世帯が対象となり、世帯数で67%程度が引下げの対象になると言われている。高齢者を始め多くの市民は毎日どう暮らせばいいのかとギリギリの生活を強いられている。

川崎市においても貧困と格差は広がっており、市内の雇用者数は、2002年から2012年の10年間で10.4万人増えているものの、非正規労働者が増大していることなどから、2012年の年収300万円以下は6万人増えて市内労働者の44%に上る一方、年収1,500万円以上の割合はほとんど変わらず、市民生活はますます苦しくなっている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約25億円、東扇島堀込部土地造成事業に約66.5億円など国際コンテナ戦略港湾関連で約111.4億円、羽田連絡道路整備事業に約48.8億円など臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備で約57.4億円といった多額の予算が計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2018年度予算案の再提出を求めるものである。

## 2 組替えの基本方針

- (1) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化する中で、共働きをしなければ生活

できない世帯が急増しており、保育園の利用申請率が就学前児童の約4割に上っているなど、かつてない勢いで保育園ニーズが高まっていることから認可保育園の緊急増設を行う。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。小児医療費助成制度の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学生まで拡充する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を小学3年生と中学1年生で実現する。憲法26条2項の義務教育無償原則の趣旨から、学校給食費の値上げを抑え、現行の給食費を維持する。児童養護施設等の入所者等への学習支援の充実等を図る。

- (2) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、いま以上の介護保険料の値上げはせず、現行の保険料を維持する。安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。敬老祝金・長寿夫妻記念品を復活する。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活する。非課税世帯などの低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。
- (3) 貧困と格差が拡大している状況下で被保護世帯への上下水道料金の減免及び入浴援護事業の復活により、低所得世帯への生活応援を図る。とりわけ、「子どもの貧困」が深刻化する中で、小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金・卒業アルバム代補助、就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をPTA会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。市立定時制高校の夜食代補助を復活する。
- (4) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業者を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用を巡る環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (5) 防災対策の第1の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を増やす。
- (6) 国際コンテナ戦略港湾関連や臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線及び羽田連絡道路など市民生活にとって必要性が示されない2本の橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

### 3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約70億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

(1) 歳入予算等の組替え

ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（東扇島コンテナターミナル整備、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度等）の中止（市債発行約4億9,000万円の抑制など：事業費約19億7,986万円）

イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約66億5,221万円）

ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（一般財源約530万円、市債発行約18億7,300万円の抑制など：事業費約25億299万円）

エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備の中止（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業）（一般財源約4億796万円、市債発行約2億2,400万円の抑制など：事業費約8億6,988万円）

オ 羽田連絡道路整備事業の中止（一般財源約1億7,513万円、市債発行約11億3,600万円の抑制など：事業費約48億7,589万円）

カ 先端産業立地促進事業（イノベート川崎）の中止（一般財源約1億6,569万円の抑制：事業費約1億6,569万円）

キ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫線409号新設改築等）の中止（一般財源約1,300万円、市債発行約1億4,128万円の抑制など：事業費約1億7,819万円）

ク 競輪施設等整備事業基金（約9.8億円）、競輪事業運営基金（約6億円）、港湾整備事業基金（約9.2億円）、土地開発基金（約7.3億円）等の当面使用する予定のない基金から借入れ（約6.2億円）

(2) 歳出予算の組替え

ア 介護保険料の値上げを抑え、現行の保険料を維持

イ 特別養護老人ホームの緊急増設

ウ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助

エ 介護援助手当の復活

オ 敬老祝金・長寿夫妻記念品の復活

カ 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活

キ 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化

ク 重度障害者等の入院時食事代補助の復活

ケ 被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活

コ 被保護世帯入浴援護事業の復活

- サ 児童養護施設等の入所者等への学習支援の充実等
- シ 小児医療費助成の所得制限を撤廃し、中学生まで無料化
- ス 認可保育園の緊急増設
- セ 私立幼稚園の入園料の補助
- ソ 小人数学級を小学3年生まで拡充し、中学1年生でも実施
- タ 小学校の学校給食費の値上げを抑え、現行の給食費を維持
- チ 小・中学校の就学援助費の復活（生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・卒業記念品費・社会見学費等）と拡充（学用品費、PTA会費、生徒会費、体育実技用具費等）
- ツ 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- テ 定時制高校夜食費の復活
- ト 木造住宅の耐震補強工事への補助拡充
- ナ 中小・零細企業への固定費（貸工場の家賃、機械のリース代等）の補助
- ニ 住宅リフォーム助成制度の創設



意見書案第1号

性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

” 沼沢和明

” 市古映美

” 山田益男

## 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書

性犯罪や性暴力にあつては、その被害者の人権が著しく侵害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等の重大で深刻な被害が生じる。

同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎない。

このような性犯罪等の被害の特殊性、深刻性に鑑み、被害者が被害を受けたときから直ちに必要かつ十分な支援を受け、中長期的にも支援が継続されなければならない。

よつて、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 被害者を救済するため、その支援施策等について定めた法律を制定すること。
- 2 被害者の多様なニーズに対応するため、24時間体制のワンストップ支援センターや電話相談窓口の設置など総合的な支援施策を策定し、財政上の措置を講ずること。
- 3 ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。
- 4 性犯罪等被害者支援基本計画の策定や関連する支援施策は、性犯罪等の被害の実態に即した形で行われるようにすること。
- 5 被害者の支援施策の実施状況に関する報告書を公表すること。
- 6 被害者の刑事手続等における負担を可能な限り軽減する方策や、未成年者に対する性犯罪の時効について撤廃も含めて検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

宛て

財務大臣

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長

男女共同参画担当大臣

意見書案第2号

子育て世代への支援拡充を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

〃 沼沢和明

〃 市古映美

〃 山田益男

## 子育て世代への支援拡充を求める意見書

子育てへの問題として、育児不安、経済的な負担、仕事との両立が指摘されている。

誰もが安心して出産・子育てができるよう相談・支援体制を充実させ、子どもの成長に合わせて必要となる各費用について支援を拡大する必要があるとともに、女性も男性もワーク・ライフ・バランスの実現が可能となる就労環境の整備も喫緊の課題である。

さらに、子どもの貧困率が先進国の中でも高い水準にとどまる現状から、個別の保護を必要とする子どもたちに対しても手厚い公的保護を行うべきである。

よって、国におかれては、全ての子どもたちが健全に安心して育つことができ、全ての保護者がゆとりと責任をもって子育てができる社会の実現のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 妊娠・出産・子育て等について、24時間対応の全国统一番号のホットラインを開設するとともに、SNSを活用した相談体制の構築を進めること。
- 2 長時間労働の規制を強化し、また、育児休業や子どもの看護休暇の取得、在宅勤務や短時間勤務の推進等、仕事と子育ての両立ができる働き方を促進すること。
- 3 男女が共に子どもを育てる社会を実現するために、女性の社会参加に不可欠な男性の働き方改革を実現し、育児参加の抜本的拡充に取り組むこと。
- 4 保健所や児童館等の子育て支援機能を強化し、育児の不安や地域での孤立を解消するため、子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワークの構築を推進すること。
- 5 中高生の子どもたちが気軽に立ち寄れる安全な居場所づくりと子どもに関する親の悩みを相談できる体制づくりを促進すること。
- 6 妊娠・出産を始め子どもの成長に合わせて必要となる各費用について、一層の助成や給付の拡大を行うこと。
- 7 貧困の世代連鎖を断ち切るために、ひとり親家庭への支援を拡充するなど、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいた施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣  
男女共同参画大臣

意見書案第3号

洪水防止等のための中小河川の河道掘削に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

〃 沼沢和明

〃 市古映美

〃 山田益男

## 洪水防止等のための中小河川の河道掘削に関する意見書

平成28年8月の北海道や東北での記録的な大雨や、平成29年7月九州北部豪雨など、近年、中小河川において土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞によって洪水が発生しており、これは河床幅等が十分ではないことが一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県や市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各自治体の単独費予算で行われており、遅々として進んでいない状況にある。

このような中、国土交通省は、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、再度の氾濫防止対策の一つとして河道掘削を含めた緊急対策をすることとした。

しかし、この中小河川緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3箇年の時限的措置であり、また、河道掘削の対策箇所は、重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間に限られている。

よって、国におかれては、中小河川緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する自治体にとって真に活用しやすい施策とするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 平成29年度補正予算が計上されているが、次年度以降についても、自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 河道掘削の対策箇所を限定しているが、中小河川を管理する自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含めて検討し、また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削の対策については、時限的措置でなく、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
国土交通大臣

意見書案第4号

家庭教育支援法の制定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

〃 原典之

〃 野田雅之

〃 沼沢和明

〃 山田晴彦

〃 かわの忠正

## 家庭教育支援法の制定を求める意見書

現在、核家族化の進行、地域社会のきずなの希薄化など、家庭をめぐる社会的な変化は著しく、子供に対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘され、極めて憂慮されるところとなっている。

厚生労働省の発表によると、児童虐待の相談件数はこの3年間で毎年1万件以上増加し、平成28年度には過去最多の12万2,575件に上るなど、一層深刻さを増しており、また、若い父親と母親による出産や育児などが、人間関係の希薄化した社会の中で孤立してしまう状況も増えており、行政からのより積極的な家庭教育への支援が必要となっている。

未来の社会の担い手である子供たちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなるとともに、教育基本法第10条は、父母等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、国は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学習の機会及び情報の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定している。

よって、国におかれては、家庭教育の支援に関する施策の総合的な推進を図るため、家庭教育支援法を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣



意見書案第5号

待機児童の解消を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 堀添健

## 待機児童の解消を求める意見書

保育所等を利用する児童数は、昨年4月1日時点で約255万人に達したものの、待機児童数は前年を約2,500人上回り、2万6千人を超え、また、放課後児童クラブの待機児童数も約1万7千人程度で高止まりしている。

国は、全ての子どもが安心して育つことのできる社会の実現のため、十分な財源を確保し、保育施設等の拡充により子どもの健やかな育ちの場を確保するとともに、その担い手が安心して就労を継続できる環境を整備するなど、待機児童の解消に向けた施策を推進すべきである。

よって、国におかれては、子どもには適切な保育と教育を受ける権利があることから、待機児童の解消のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 待機児童の解消及び地域における子ども・子育て支援の拡充のため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度を円滑に進めること。
- 2 子どもの命を預かり、人格形成に重要な時期に適切な対応ができる保育・教育人材を確保するため、保育士・幼稚園教諭等の賃金を適正な額に引き上げ、また、保育士等のワーク・ライフ・バランスの実現等の処遇改善を行い、潜在保育士の現場復帰を促すこと。
- 3 保育所等の受入先整備については、子どもの安全と良質な保育・教育環境が確保されるよう努めること。
- 4 保育・教育の質にばらつき・格差が生じないように、ガイドラインを策定し、遵守を徹底させること。
- 5 夜間保育、病児・病後児保育、障害児保育など多様な保育の提供が一層図られるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣

意見書案第6号

生活保護基準の引下げに反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

## 生活保護基準の引下げに反対する意見書

厚生労働省は、平成29年12月8日、生活扶助基準、母子加算及び児童養育加算の引下げを社会保障審議会生活保護基準部会に提示し、同月14日の同部会の報告書を受けて、平成30年10月から生活扶助費を3年間で最大5%引き下げ、母子加算は平均で月額4,000円、児童養育加算の3歳未満児は月額5,000円を引き下げる方針を示し、生活保護費は3年間で国費160億円が削減される見込みとなった。

生活扶助基準の見直しにおいては、生活扶助基準と所得が下位10%に属する一般低所得世帯の消費水準とを対比するが、生活保護の捕捉率は2割程度と言われ、一般低所得世帯には生活保護以下の生活をしている世帯が多数含まれることから、生活扶助基準のほが高くなるのは当然であり、検証方法に問題があると言える。

生活扶助基準は、既に平成25年から段階的に引き下げられ、平成27年には住宅扶助基準及び冬季加算も削減されており、これ以上引き下げられれば、生活保護世帯の厳しい生活を更に追い詰めることになる。

また、生活扶助基準の引下げは、最低賃金、国民健康保険、介護保険、保育料、就学援助など様々な制度に影響を及ぼし、生活保護を受給していない市民全般の生活水準の引下げにもつながるものであり、実際、平成25年に生活扶助基準が引き下げられたときには、就学援助の基準が下がる自治体が続出したほか、年金、医療、介護といったあらゆる社会保障制度が削減されて自己負担が増え、今や市民生活全般が危機に陥っている。

神奈川県弁護士会の会長声明によると、横浜市、川崎市を始めとする都市部の子どもがいる世帯と高齢世帯において生活保護基準の大幅な引下げが見込まれ、貧困の再生産を助長しかねないとされていることから、今求められることは生活保護基準の引下げではなく、一般低所得世帯にも生活保護世帯にも必要な支援を行い、暮らしの底上げを図ることである。

よって、国におかれては、市民の生活を支えるセーフティーネットを痛めつけることとなる生活保護基準の引下げをされないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第7号

消費税の増税中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進
	〃	三宅隆介

## 消費税の増税中止を求める意見書

平成25年に改正された消費税法では、平成26年4月に5%から8%に、平成27年10月に10%に引き上げることとし、これにより8%には増税されたが、国民の強い反対の声に押され、10%への増税は2度も延期となり、現行法では来年10月に実施されることとなっている。

消費税収は、平成元年の導入時から推計で約349兆円にも上るが、法人税、法人住民税及び法人事業税の法人3税は同年から推計で約281兆円の減税となっており、消費税が法人税の穴埋めに使われてきたという実態がある。

また、消費税の使途は、社会保障に限るとしていたにも関わらず、国は10%への増税により見込まれる5兆円の増収のうち1兆円しか社会保障に使わないこととし、残りは教育や子育て支援に充てるとして使途の見直しを行ったが、日本経済団体連合会が法人税の更なる引下げを求めていることから、教育等に充てるとすることは方便に過ぎないことが明らかである。

消費税は、地震や津波で家や職を失った被災者や、年金が下がり僅かな預貯金を取り崩している人でも、生活のために消費する限り納付する必要があることから、低所得者ほどその負担が重くのしかかり、事業者にとっては消費税を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じるものである。

総務省の家計調査によると、2人以上の世帯の消費支出は、8%への増税後から昨年12月までの45月の間で前年を下回った月は39月もあり、これまで国が増税による景気悪化は一時的なものとして説明していたことは誤りで、今の経済状況でさえ悪化しているのに、更に増税すれば増税不況に陥ることは明らかである。

よって、国におかれては、市民の暮らしと経済に重大な打撃を与える消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣

決議案第1号

ヘイトスピーチの根絶に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

〃 沼沢和明

〃 市古映美

〃 山田益男

## ヘイトスピーチの根絶に関する決議

本市においては、特定の国籍や民族の人々を排斥するような差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが繰り返し行われ、その対象となる市民に多大な苦痛を与え、重大な人権侵害が生じるとともに、平穏な地域社会の基盤が揺るがされてきた。

ヘイトスピーチは到底許されるものではなく、本市議会は、平成27年3月にヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書、翌年3月にはあらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議を可決するとともに、同年5月には川崎市におけるヘイトスピーチへの断固たる措置を求める要望書を市長に提出するなど、ヘイトスピーチを絶対に許さない姿勢を明確に示し、市長とともにヘイトスピーチの根絶を推進してきた。

このような中、市長は、ヘイトスピーチを伴うデモの主催者からの公園利用の許可申請を不許可とし、さらに、公的施設においてヘイトスピーチが行われることを制度的に防止するため、公の施設の利用許可に関するガイドラインを策定し、本年3月末から施行する予定である。

このガイドラインは、もとより表現の自由等の人権の不当な制限とならないよう慎重に適用されるべきであるが、ヘイトスピーチの発生を未然に防ぐことができるものであり、市民の苦しみや混乱にも配慮しながら適正に運用されなければならない。

よって、本市議会は、誰もが安心し、共に幸せな市民生活を送ることができる多文化共生社会の実現に向けて、ガイドラインの運用が適正に行われ、ヘイトスピーチが根絶されることを強く望むものである。

年 月 日

川崎市議会



## 3月16日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	平成30年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 63件	
日程第3	当初予算等 20件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 2件	

(1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）

総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順

（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 「議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

[提案説明、質疑]

(3) 討 論（日程第2、第3、第5の各案件、予算組替えを求める動議）

[日程第1の平成30年度施政方針及び日程第4の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順]

(4) 採 決

① 「議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を起立により採決

② 日程第2の議案63件中、次の議案12件を除いた51件を起立により一括採決

議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 港湾施設の指定管理者の指定について

議案第59号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について

議案第63号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ③ 除いた議案第2号、第3号、第5号、第11号、第13号、第33号、第59号、第63号、第67号、第71号、第72号及び第77号の12件を起立により一括採決
- ④ 日程第3の当初予算等20件中、次の8件を除いた12件を起立により一括採決
  - 議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算
  - 議案第35号 平成30年度川崎市競輪事業特別会計予算
  - 議案第39号 平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
  - 議案第41号 平成30年度川崎市介護保険事業特別会計予算
  - 議案第42号 平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
  - 議案第46号 平成30年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
  - 議案第49号 平成30年度川崎市下水道事業会計予算
  - 議案第50号 平成30年度川崎市水道事業会計予算
- ⑤ 除いた議案8件中、議案第34号を起立により採決
- ⑥ 除いた議案第35号、第39号、第41号、第42号、第46号、第49号及び第50号の7件を起立により一括採決
- ⑦ 日程第5の請願2件を起立により一括採決
  - 請願第31号 教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願
  - 請願第33号 教育格差をなくし、「ゆきとどいた教育」を求める請願

2

日程第6

議案第84号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 [上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決]

3

日程第7

議案第85号 川崎市副市長の選任について  
 [上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決]

4

日程第8

議案第86号 川崎市教育委員会委員の任命について  
 [上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決]

5

日程第9

意見書案第1号 性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書	} 一括 上程
意見書案第2号 子育て世代への支援拡充を求める意見書	
意見書案第3号 洪水防止等のための中小河川の河道掘削に関する意見書	
決議案第1号 ヘイトスピーチの根絶に関する決議	

- ① 意見書案第1号、第2号及び第3号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により一括採決
- ② 決議案第1号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決

意見書案第4号 家庭教育支援法の制定を求める意見書  
 [上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

意見書案第5号 待機児童の解消を求める意見書  
 [上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

意見書案第6号 生活保護基準の引下げに反対する意見書  
 [上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

意見書案第7号 消費税の増税中止を求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

6

日程第10 常任委員会委員の改選について

[「常任委員会委員名簿一覧表」のとおり議長が指名]

7

日程第11 請願・陳情

[「請願陳情文書表(その2)」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決]

8

日程第12 閉会中の継続審査及び調査について

[「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決]

\*慣例により退任予定の三浦副市長の挨拶

\*慣例により市長の挨拶

平成30年第1回川崎市議会定例会  
議事日程第4号

平成30年3月16日(金)  
午前10時 開議

第 1

平成30年度施政方針

第 2

- 議案第 1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について  
議案第 7号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例の制定について  
議案第 9号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第10号 川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第11号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第12号 川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第13号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第14号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について  
議案第15号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第16号 川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
議案第20号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 川崎市名誉市民の選定について  
議案第25号 包括外部監査契約の締結について  
議案第26号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第27号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
議案第28号 高津区及び宮前区における町区域の設定について  
議案第29号 高津区及び宮前区における住居表示の実施区域及び方法について  
議案第30号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について  
議案第31号 新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設(公共施設部分)の取得金額の変更について  
議案第32号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第33号 港湾施設の指定管理者の指定について

議案第 5 3 号	平成 2 9 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 5 4 号	平成 2 9 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
議案第 5 5 号	平成 2 9 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 5 6 号	平成 2 9 年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第 5 7 号	平成 2 9 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 5 8 号	川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 9 号	川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について
議案第 6 0 号	川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 1 号	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 2 号	川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 3 号	川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 4 号	川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 5 号	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 6 号	川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 7 号	川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 8 号	川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 9 号	川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 0 号	川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 1 号	川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 2 号	川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 3 号	川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 4 号	川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 5 号	川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 6 号	川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 7 号	川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 8 号	川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 9 号	川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 0 号	川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 1 号	川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 2 号	平成 2 9 年度川崎市一般会計補正予算

### 第 3

議案第 3 4 号	平成 3 0 年度川崎市一般会計予算
議案第 3 5 号	平成 3 0 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 3 6 号	平成 3 0 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 3 7 号	平成 3 0 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 3 8 号	平成 3 0 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 3 9 号	平成 3 0 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 4 0 号	平成 3 0 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 4 1 号	平成 3 0 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 4 2 号	平成 3 0 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 4 3 号	平成 3 0 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 4 4 号	平成 3 0 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 4 5 号	平成 3 0 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 4 6 号	平成 3 0 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 4 7 号	平成 3 0 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 4 8 号	平成 3 0 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 4 9 号	平成 3 0 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 5 0 号	平成 3 0 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 5 1 号	平成 3 0 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 5 2 号	平成 3 0 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 8 3 号	平成 3 0 年度川崎市一般会計補正予算

### 第 4

報告第 1 号	地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分 of 報告について
---------	---------------------------------------

### 第 5

請願第 3 1 号	教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願
請願第 3 3 号	教育格差をなくし、「ゆきとどいた教育」を求める請願

### 第 6

議案第 8 4 号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-----------	-------------------------------------

### 第 7

議案第 8 5 号	川崎市副市長の選任について
-----------	---------------

### 第 8

議案第 8 6 号	川崎市教育委員会委員の任命について
-----------	-------------------

### 第 9

意見書案第 1 号	性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書
意見書案第 2 号	子育て世代への支援拡充を求める意見書
意見書案第 3 号	洪水防止等のための中小河川の河道掘削に関する意見書
意見書案第 4 号	家庭教育支援法の制定を求める意見書
意見書案第 5 号	待機児童の解消を求める意見書
意見書案第 6 号	生活保護基準の引下げに反対する意見書
意見書案第 7 号	消費税の増税中止を求める意見書
決議案第 1 号	ヘイトスピーチの根絶に関する決議

### 第 1 0

常任委員会委員の改選について
----------------

第 1 1

請願・陳情

第 1 2

閉会中の継続審査及び調査について

平成30年3月12日

川崎市議会議長

松原成文様

総務委員長

原典之

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 3号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 4号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 6号 川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について  
(原案可決)

議案第24号 川崎市名誉市民の選定について  
(同意)

議案第25号 包括外部監査契約の締結について  
(原案可決)

議案第26号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(同意)



議案第 3 1 号 新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設（公共施設部分）の取得金額の変更について  
(原案可決)

議案第 5 3 号 平成 2 9 年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

議案第 5 4 号 平成 2 9 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算  
(原案可決)

議案第 8 2 号 平成 2 9 年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

平成30年3月12日

川崎市議会議長  
松原成文様

文教委員長  
川島雅裕

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第14号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第15号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第16号 川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第17号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第18号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第23号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 27 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第 28 号 高津区及び宮前区における町区域の設定について  
(原案可決)

議案第 29 号 高津区及び宮前区における住居表示の実施区域及び方法について  
(原案可決)

議案第 30 号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について  
(原案可決)

平成30年3月9日

川崎市議会議長

松原成文様

健康福祉委員長

勝又光江

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 8号 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例の制定について (原案可決)
- 議案第 9号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第10号 川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第11号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第12号 川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第13号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第55号 平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 (原案可決)
- 議案第56号 平成29年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算 (原案可決)

- 議案第 59 号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する  
条例の制定について (原案可決)
- 議案第 60 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第 61 号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改  
正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 62 号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定につい  
て (原案可決)
- 議案第 63 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 64 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 65 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 66 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 67 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準  
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第 68 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 69 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 70 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 71 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

- 議案第 7 2 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第 7 3 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 4 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 5 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 6 号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 7 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第 7 8 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第 7 9 号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 8 0 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 8 1 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

平成30年3月9日

川崎市議会議長  
松原成文様

まちづくり委員長  
山崎直史

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第19号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (原案可決)
- 議案第20号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第21号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第22号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について (原案可決)
- 議案第58号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (まちづくり局に関する部分) (原案可決)

平成30年3月12日

川崎市議会議長  
松原成文様

環境委員長  
押本吉司

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 7 号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 3 3 号 港湾施設の指定管理者の指定について  
(原案可決)

議案第 5 7 号 平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算  
(原案可決)

議案第 5 8 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(環境局に関する部分) (原案可決)



平成30年3月8日

川崎市議会議長

松原成文様

予算審査特別委員長

河野ゆかり

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、平成30年2月27日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算
- 議案第35号 平成30年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第36号 平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第37号 平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第38号 平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第39号 平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第40号 平成30年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第41号 平成30年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第42号 平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第43号 平成30年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第44号 平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第45号 平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第46号 平成30年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第47号 平成30年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第48号 平成30年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第49号 平成30年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第50号 平成30年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第51号 平成30年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第52号 平成30年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第83号 平成30年度川崎市一般会計補正予算

平成30年3月9日

川崎市議会議長  
松原成文様

文教委員長  
川島雅裕

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第31号 教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願

（取り下げ）

請願第33号 教育格差をなくし、「ゆきとどいた教育」を求める請願

（取り下げ）

# 発言通告書

平成30年3月13日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 佐野仁昭

予 定 時 間 12分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
「議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議



# 代表討論通告書

平成30年3月14日

川崎市議会議長 様

会派名 日本共産党

討論者氏名 石田和子

時 間 約30分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第11号、議案第13号、
	議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第39号、議案第41号、
	議案第42号、議案第46号、議案第49号、議案第50号、議案第59号、
	議案第63号、議案第67号、議案第71号、議案第72号、議案第77号
賛 成 討 論	議案第37号
報 告	
施政方針	



# 発言通告書

平成30年3月13日

川崎市議会議長 様

会 派 名 自 民 党

発言者氏名 山崎 直史

予 定 時 間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第4号の提案説明
(家庭教育支援法の制定を求める意見書)



# 発言通告書

平成30年3月13日

川崎市議会議長 様

会 派 名 民進みらい

発言者氏名 堀 添 健

予定時間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第5号の提案説明
(待機児童の解消を求める意見書)



# 発言通告書

平成30年3月13日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

発言者氏名 大庭裕子

予定時間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第6号の提案説明
(生活保護基準の引下げに反対する意見書)



# 発言通告書

平成30年3月13日

川崎市議会議長 様

会派名 無所属

発言者氏名 三宅 隆介

予定時間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第7号の提案説明
(消費税の増税中止を求める意見書)





## 常任委員会委員名簿一覧表

平成30年4月1日

	委 員 名 (議席順)			
<b>総務委員会</b> [ 13人 ]	川島雅裕	河野ゆかり	矢沢孝雄	青木功雄
	大庭裕子	佐野仁昭	露木明美	山崎直史
	斉藤隆司	山田益男	飯塚正良	岩崎善幸
	大島 明			
<b>文教委員会</b> [ 12人 ] (欠員1人)	月本琢也	本間賢次郎	末永 直	片柳 進
	松井孝至	岩隈千尋	山田晴彦	松原成文
	石田和子	花輪孝一	鏑木茂哉	
<b>健康福祉委員会</b> [ 12人 ]	三宅隆介	渡辺 学	林 敏夫	押本吉司
	田村伸一郎	野田雅之	橋本 勝	沼沢和明
	石田康博	市古映美	菅原 進	嶋崎嘉夫
<b>まちづくり委員会</b> [ 12人 ] (欠員1人)	重富達也	渡辺あつ子	春 孝明	老沼 純
	宗田裕之	かわの忠正	原 典之	堀添 健
	浅野文直	石川建二	織田勝久	
<b>環境委員会</b> [ 11人 ]	添田 勝	小田理恵子	浜田昌利	斎藤伸志
	勝又光江	井口真美	木庭理香子	廣田健一
	雨笠裕治	後藤晶一	坂本 茂	

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

平成30年3月16日

<p>《 総務委員会 》</p> <p>陳情第1号、28号、70号、75号、85号</p> <p>総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文教委員会 》</p> <p>陳情第5号、59号、62号、79号、95号、96号</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健康福祉委員会 》</p> <p>請願第4号、13号、38号</p> <p>陳情第49号、72号、99号、107号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 まちづくり委員会 》</p> <p>請願第2号、3号、9号、11号、17号、23号</p> <p>陳情第2号、18号、20号、29号、40号、50号、52号、56号、60号、61号、73号、81号、82号、83号、84号、86号、87号、97号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環境委員会 》</p> <p>請願第7号</p> <p>陳情第3号、4号、57号</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議会運営委員会 》</p> <p>請願第35号</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>

# 議会改革検討委員会第8回報告書（抜粋）

## 【市民（議会）報告会の検討】

### 1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- 議会報告会自体は意義のある活動であるが、本市での実施に当たっては、運営組織の構成に関する事、会場設営や資料準備等に関する事、報告会当日の運営や議員の発言に関する事など、議会全体で詳細に協議し意思決定することが必要な課題が多くあるため、まずこれらの課題を取り除いた上で、実施の可能性について検討すべきである。
- また、議会報告会という形式にこだわらず、議会かわさきなどの広報媒体の充実や、委員会室におけるインターネット中継のさらなる活用など、他の手法による「開かれた議会を促進するための取組」を模索するべきである。

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【危機管理監の設置に関する部分の改正】

改正案	現 行
<p><b>第3章 本会議</b>                      (略)  <b>第6節 提案説明及び議事説明員</b>  <b>38</b> 予算議会の提案説明は、通常、市長が「施政方針」の説明を行ったあとに、所管局長及び本部長並びに<u>危機管理監及び教育次長</u>が行う。  <b>39</b> 予算議会以外の議会における提案説明は、市長の議案概要説明等に引き続き、所管局長及び本部長並びに<u>危機管理監及び教育次長</u>が行う。  <b>40</b> 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、<u>危機管理監</u>、教育次長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみ出席とすることもある。</p>	<p><b>第3章 本会議</b>                      (略)  <b>第6節 提案説明及び議事説明員</b>  <b>38</b> 予算議会の提案説明は、通常、市長が「施政方針」の説明を行ったあとに、所管局長及び本部長並びに教育次長が行う。  <b>39</b> 予算議会以外の議会における提案説明は、市長の議案概要説明等に引き続き、所管局長及び本部長並びに教育次長が行う。  <b>40</b> 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、教育次長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみ出席とすることもある。</p>

改正案					現行				
会議 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日	会議 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日
市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、 <u>危機管理監</u> 、教育次長	○	○	○	○	市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、教育次長	○	○	○	○
病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつた場合のみ〕	病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつた場合のみ〕
各区長	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕	各区長	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕
行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕	行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕
「○」は、出席を表す。 (略)					「○」は、出席を表す。 (略)				

改正案	現 行
<p><b>第6章 特別委員会</b> (略)</p> <p><b>第2節 予算審査特別委員会</b></p> <p><b>167</b> 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、<u>危機管理監</u>及び教育次長とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。 (略)</p> <p><b>第3節 決算審査特別委員会</b> (略)</p> <p><b>189</b> 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、<u>危機管理監</u>及び教育次長とする。ただし、区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。 なお、監査委員は、全体会に出席している。 (略)</p>	<p><b>第6章 特別委員会</b> (略)</p> <p><b>第2節 予算審査特別委員会</b></p> <p><b>167</b> 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長及び教育次長とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。 (略)</p> <p><b>第3節 決算審査特別委員会</b> (略)</p> <p><b>189</b> 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長及び教育次長とする。ただし、区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。 なお、監査委員は、全体会に出席している。 (略)</p>

議場内理事者席(本会議)

港 湾 局 長	交 通 局 長	消 防 局 長	病 院 事 業 管 理 者	教 育 長
------------------	------------------	------------------	---------------------------------	-------------

人 事 委 員 長 会	監 査 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 長 会	危 機 管 理 監	病 院 局 長	教 育 次 長
----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	-----------------------	------------------	------------------

人 事 委 員 長 会	代 表 監 査 委 員	選 挙 管 理 委 員 長 会	会 計 管 理 者	市 民 オ ン ブ ズ マ ン 局 長
----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	-----------------------	--

消 防 局	教 育 委 員 会	港 湾 局	病 院 局	議 会 局
-------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------

演  
壇

議  
長

市 長	伊 藤 副 市 長	* * 副 市 長	* * 副 市 長	上 下 水 道 事 業 管 理 者
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	---

総 務 企 画 局 長	財 政 局 長	市 民 文 化 局 長	経 済 労 働 局 長	環 境 局 長	健 康 福 祉 局 長
----------------------------	------------------	----------------------------	----------------------------	------------------	----------------------------

こ ど も 未 来 局 長	ま ち づ く り 局 長	建 設 緑 政 局 長	臨 海 部 国 際 戦 略 長	川 崎 区 長	幸 区 長
---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	------------------	-------------

中 原 区 長	高 津 区 長	宮 前 区 長	多 摩 区 長	麻 生 区 長
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

オ  
ペ  
レ  
ー  
タ  
ー

上 下 水 道 局
交 通 局
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
市 民 オ ン ブ ズ マ ン 事 務 局

会 計 室
川 崎 区
幸 区
中 原 区
高 津 区

宮 前 区
多 摩 区
麻 生 区

総 務 企 画 局
財 政 局
市 民 文 化 局
経 済 労 働 局
環 境 局

健 康 福 祉 局
こ ど も 未 来 局
ま ち づ く り 局
建 設 緑 政 局
臨 海 部 国 際 戦 略 本 部

議場内理事者席(予算審査特別委員会)

港 湾 局 長	交 通 局 長	消 防 局 長	病 院 事 業 管 理 者	教 育 長
------------------	------------------	------------------	---------------------------------	-------------

人 事 委 員 長 会	監 査 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 長 会	危 機 管 理 監	病 院 局 長	教 育 次 長
----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	-----------------------	------------------	------------------

			会 計 管 理 者	市 民 オ ン ブ ズ マ ン 局 長
--	--	--	-----------------------	--

消 防 局	教 育 委 員 会	港 湾 局	病 院 局	議 会 局
-------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------

演  
壇

議  
長

市 長	伊 藤 副 市 長	* * 副 市 長	* * 副 市 長	上 下 水 道 管 理 事 業
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------------------

総 務 企 画 局 長	財 政 局 長	市 民 文 化 局 長	経 済 労 働 局 長	環 境 局 長	健 康 福 祉 局 長
----------------------------	------------------	----------------------------	----------------------------	------------------	----------------------------

こ ど も 未 来 局 長	ま ち づ く り 局 長	建 設 緑 政 局 長	臨 海 部 国 際 戦 略 長	川 崎 区 長	幸 区 長
---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	------------------	-------------

中 原 区 長	高 津 区 長	宮 前 区 長	多 摩 区 長	麻 生 区 長
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

オ  
ペ  
レ  
ー  
タ  
ー

上 下 水 道 局
交 通 局
選 挙 管 理 委 員 会 事 務
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務
市 オ ン ブ ズ マ ン 事 務

会 計 室
川 崎 区
幸 区
中 原 区
高 津 区

宮 前 区
多 摩 区
麻 生 区

総 務 企 画 局	健 康 福 祉 局
財 政 局	こ ど も 未 来 局
市 民 文 化 局	ま ち づ く り 局
経 済 労 働 局	建 設 緑 政 局
環 境 局	臨 海 部 国 際 戦 略 本 部



議場内理事者席(決算審査特別委員会一全体会)

監査委員	監査委員	消防局長	病院事業管理者	教育長
------	------	------	---------	-----

市長	伊藤副市長	* 副市長	* 副市長	上下水道理事業者
----	-------	-------	-------	----------

監査事務局長	監査委員	監査委員	交通局長	病院局長	教育次長
--------	------	------	------	------	------

総務企画局長	財務局長	市民文化局長	経済労働局長	環境局長	健康福祉局長
--------	------	--------	--------	------	--------

選挙管理委員長	危機管理監	港湾局長	会計管理者	市民オンブズマン局長
---------	-------	------	-------	------------

こども未来局長	まちづくり局長	建設緑政局長	臨海部国際戦略局長	川崎区長	幸区長
---------	---------	--------	-----------	------	-----

消防局	教育委員会	港湾局	病院局	人事委員会
-----	-------	-----	-----	-------

中原区長	高津区長	宮前区長	多摩区長	麻生区長
------	------	------	------	------

演壇

議長

オペレーター

上下水道局
交通局
選挙管理委員会事務
監査事務局
人事委員会事務局
市民オンブズマン事務局

会計室
川崎区
幸区
中原区
高津区

宮前区
多摩区
麻生区

総務企画局	健康福祉局
財政局	こども未来局
市民文化局	まちづくり局
経済労働局	建設緑政局
環境局	臨海部国際戦略本部

## 議会運営の手引き新旧対照表（案）

### 【審査請求の却下の報告に関する部分の改正】

改正案	現 行
<p><b>第 3 章 本会議</b>                      (略)  <b>第 1 1 節 表 決</b>                      (略)</p> <p><b>7 1</b> 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに賛成する者の起立を求める。ただし、<u>審査請求に関する諮問に対する答申については、「棄却すべきもの（認容すべきもの、却下すべきもの等）」と回答する。</u>」ことに賛成する者の起立を求める。                      (略)</p> <p><b>第 1 6 節 案件による取り扱いの特例</b>                      (略)</p> <p><b>1 0 5</b> 法令等に基づく議会への報告案件については、議事日程に記載し、議案にあわせて担当局長より説明する。ただし、地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告<u>並びに同法第 2 0 6 条等の規定による市長の審査請求の却下の報告</u>については、説明を省略する。                      (略)</p> <p><b>1 0 8</b> 報告案件の委員会への説明は、議案説明の際、併せて当該局より行う。ただし、地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の指定第 2 項のうち、交通事故に関するものは、一括して総務委員会に総務企画局から説明する。なお、交通事故のうち、損害賠償額の大きなもの（おおむね 1 0 0 万円以上）については、その所管の委員会にも当該局から説明する。また、交通事故以外のものは、当該局から所管の委員会に説明する。<u>また、同法第 2 0 6 条等の規</u></p>	<p><b>第 3 章 本会議</b>                      (略)  <b>第 1 1 節 表 決</b>                      (略)</p> <p><b>7 1</b> 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに賛成する者の起立を求める。ただし、<u>不服申立てに関する諮問に対する答申については、「却下すべきもの（棄却すべきもの、認容すべきもの等）」と回答する。</u>」ことに賛成する者の起立を求める。                      (略)</p> <p><b>第 1 6 節 案件による取り扱いの特例</b>                      (略)</p> <p><b>1 0 5</b> 法令等に基づく議会への報告案件については、議事日程に記載し、議案にあわせて担当局長より説明する。ただし、地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告については、説明を省略する。                      (略)</p> <p><b>1 0 8</b> 報告案件の委員会への説明は、議案説明の際、併せて当該局より行う。ただし、地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の指定第 2 項のうち、交通事故に関するものは、一括して総務委員会に総務企画局から説明する。なお、交通事故のうち、損害賠償額の大きなもの（おおむね 1 0 0 万円以上）については、その所管の委員会にも当該局から説明する。また、交通事故以外のものは、当該局から所管の委員会に説明する。</p>

定による市長の審査請求の却下の報告は、総務委員会に総務企画局から及び当該審査請求に係る処分を所管する委員会に当該局から説明する。

## 議会運営の手引き新旧対照表（案）

【議場内大型映像装置（ディスプレイ）の活用に関する部分の改正】

改正案	現 行
<p><b>第7章 議場内大型映像装置（ディスプレイ）の活用</b></p> <p><b>194</b> 議場内大型映像装置（ディスプレイ）の活用については、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>-----</p> <p style="text-align: center;"><b>議場内ディスプレイ使用に関する資料作成ガイドライン</b></p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>(3) 使用OS及びソフト</p> <p style="padding-left: 2em;">OS : 「<u>Microsoft Windows10</u>」以降</p> <p style="padding-left: 2em;">ソフト : 「<u>Microsoft Office PowerPoint2010</u>」以降</p>	<p><b>第7章 議場内大型映像装置（ディスプレイ）の活用</b></p> <p><b>194</b> 議場内大型映像装置（ディスプレイ）の活用については、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>-----</p> <p style="text-align: center;"><b>議場内ディスプレイ使用に関する資料作成ガイドライン</b></p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p> <p>(3) 使用OS及びソフト</p> <p style="padding-left: 2em;">OS : 「<u>Windows7 Professional</u>」</p> <p style="padding-left: 2em;">ソフト : 「<u>Microsoft Office PowerPoint2010</u>」</p>